平成２３年（フ）第４１８号
栃木県日光市今市105番地８　コーポＭ５―201号室、前住所栃木県日光市鬼怒川温泉大原680番地26　光水ハイツＡ312号
債務者　木元　照子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４２１号
栃木県宇都宮市清原台３丁目23番７号　プレタメゾンⅡ105、前住所栃木県宇都宮市清原台２丁目13番１号　ドリームハウス101
債務者　相澤　初美
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４２４号
栃木県宇都宮市清原台１丁目４番13号、前住所栃木県芳賀郡市貝町大字文谷1226番地１小貝南団地６Ａ号
債務者　川又　直己
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４２９号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町136番地10　室井アパート208
債務者　伊東　　武
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４３４号
栃木県宇都宮市岩曽町1281番地３
債務者　関口　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４３５号
栃木県塩谷郡塩谷町大字大久保1701番地２
債務者　能**美**奈津美
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６５号
北海道帯広市西14条北８丁目10番地７
債務者　小池　律子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
北海道帯広市西23条南１丁目126番地48
債務者　渋谷　友美（旧姓澁佐）
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第８６９９号
東京都世田谷区若林４丁目17―１　アーバンリゾート若林パート３―311
債務者　石田　直輝
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７６１号
東京都墨田区八広２丁目11―４　礼和苑
債務者　石尾　和明
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８４１号
東京都練馬区氷川台３丁目40―10　大氷川ビル４―Ｄ
債務者　大浦ジュリサアンこと　オオウラ　ジュリサ　アン　サクロ
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８５６号
東京都稲城市長峰３丁目８番地　１―608
債務者　濱島　昭子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８７４号
東京都足立区伊興５丁目20―16　ラコール高津第Ⅱ―202
債務者　大木　　譲
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８７８号
東京都中野区上高田４丁目24―３―407
債務者　松井美也子（旧姓川田・中尾）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８８０号
東京都江戸川区西葛西１丁目３―13―101
債務者　松崎　泰郎
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８８１号
東京都豊島区南大塚３丁目28―６―301
債務者　池田六三四
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時　東京地方裁判所民事第20部